

避難勧告等の判断・伝達マニュアル  
(津波災害編)

平成29年9月

# 目次



## 避難勧告等の 判断・伝達マニュアル (津波災害編)

1	避難勧告等の対象とする津波災害	1
2	避難勧告等の対象とする津波災害の危険性がある区域	1
3	避難勧告等の対象となる人	1
4	避難勧告等を判断する情報	2
5	避難勧告等により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動	2
6	避難勧告等の発令の判断基準	3
7	協力・助言を求めることのできる機関	4
8	避難勧告等の伝達方法	4
9	避難勧告等の伝達文	5
10	避難勧告等の解除	6

## 1 避難勧告等の対象とする津波災害

避難勧告等の対象とする津波災害は以下のとおり。

- ・ 大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合
- ・ 津波による浸水が想定される地域に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

## 2 避難勧告等の対象とする津波災害の危険性がある区域

対象区域は、平成25年発表の「ねむろ津波ハザードマップ」の浸水予想地域とする。

### (1) 大津波警報の発表時

- ・ 最大クラスの津波により浸水が想定される区域
- ・ ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、対象区域内より内陸側であっても、立ち退き避難を考慮する。

### (2) 津波警報の発表時

- ・ 津波の高さが高いところで3mと予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。
- ・ ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難対象区域は広めに設定する必要がある。

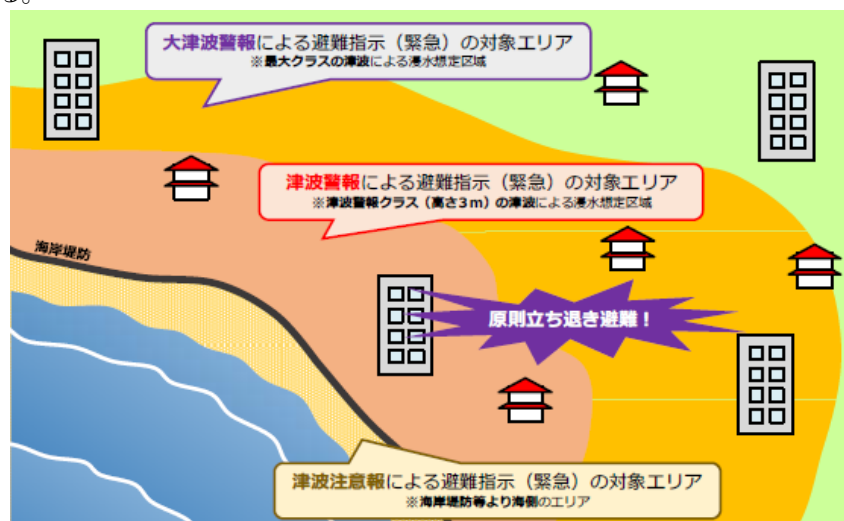
### (3) 津波注意報の発表時

- ・ 津波の高さが高いところで1mと予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防等の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。
- ・ ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。
- ・ 海岸堤防等が無い地域で地盤の低い区域では、満潮時においては、立ち退き避難について考慮する。

※ 津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇した高さの差

## 3 避難勧告等の対象となる人

避難勧告等の対象となるのは、「2 避難勧告等の対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。



#### 4 避難勧告等を判断する情報

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

発表される津波の高さについては、5区分であり、各区分の高い方の数値が発表される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	(標記しない)

#### 5 避難勧告等により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難指示 (緊急)	災害対策基本法第60条  市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、急を要すると認めるとき、避難のための立ち退きを指示することができる。 避難のための立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	避難指示（緊急）の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立ち退き避難を原則とする。

※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する（ただし、遠地地震の場合を除く）。

※ 震源が沿岸に近い場合は、地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

## 6 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令する。

(避難勧告等の発令判断基準)

区分	基準	対象区域
注意喚起	津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、潮位の高さなどを踏まえ海岸堤防等より海側の区域
避難指示 (緊急)	津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域（当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域）
	大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。

※ 遠地地震の場合の避難勧告等については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。

(遠地地震時における避難勧告等の発令判断基準)

区分	基準	対象区域
注意喚起	1 「遠地地震に関する情報」が発表され、注意報等の可能性がある場合 2 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、潮位の高さなどを踏まえ海岸堤防等より海側の区域
避難準備・ 高齢者等 避難開始	津波警報以上の発表が見込まれる場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域（当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域）
避難勧告		
避難指示 (緊急)	津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
	大津波警報が発表された場合	

※ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告については、到達の時間等を考慮し発令する。

## 7 協力・助言を求めることのできる機関

機関名 (連絡先)	助言を求めることができる事項
釧路地方気象台 電話：0154-31-5146 (防災ホットライン) 電話：0154-31-5112	・気象・地象・水象に関する事。
根室振興局 地域創生部地域政策課 電話：0153-24-4799	・災害情報及び被害情報に関する事。 ・避難対策に関する事。

## 8 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先	
総務課	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク)
	緊急速報メール	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク)	
	防災行政無線(同報系)	住民	
	登録制メール(ねむろメール)	事前登録者	
	ホームページ	PC、携帯電話等利用者	
	SNS(フェイスブック・ツイッター)		
	電話又はFAX	町内会、自主防災組織、避難支援関係者	
電話	根室振興局・釧路開発建設部・釧路建設管理部 釧路地方気象台・根室警察署 等		
情報管理課	広報車	住民等(巡回ルート)	
消防本部	緊急速報メール ※休日夜間	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク)	
	防災行政無線(同報系) ※休日夜間	住民	
	緊急割込み放送(コミュニティFM)	FMねむろ聴取者	
	広報車	住民等(巡回ルート)	
	電話又は電子メール	消防団	
介護福祉課	電話又はFAX	要配慮施設	

※ 要配慮者利用施設に対して、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

## 9 避難勧告等の伝達文

### (1) 津波注意報発表時の伝達文の例 (注意喚起)

(防災行政無線)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。
- ただいま、津波注意報が発表されました。
- 沿岸には近づかないよう、注意してください。

(緊急速報メールなど)

- こちらは、根室市です。
- ただいま、津波注意報が発表されました。
- 沿岸には近づかないよう、注意してください。
- また、今後の情報に十分に注意してください。  
(その他、予想される津波の高さ、到達予想時刻などの情報を記載。)

### (2) 避難指示 (緊急) の伝達文の例

(防災行政無線)

(サイレン音)

- 市役所から、お知らせします。
- ただいま、津波警報 (大津波警報) が発表されました。
- 沿岸の皆さんは、直ちに高台など安全な場所へ避難するよう指示します。

(緊急速報メールなど)

- こちらは、根室市です。
- ただいま、津波警報 (大津波警報) が発表されました。
- 沿岸地域に避難指示 (緊急) を発令します。
- 沿岸部の方は、直ちに高台など安全な場所へ避難するよう指示します。

### (3) 避難指示 (緊急) の伝達文の例 (強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合)

(防災行政無線)

(サイレン音)

- 市役所から、お知らせします。
- ただいまの地震により、津波のおそれがあります。
- 沿岸の皆さんは、直ちに高台など安全な場所へ避難するよう指示します。

(緊急速報メールなど)

- こちらは、根室市です。
- ただいま、強い揺れの地震がありました。
- 津波のおそれがあるため、沿岸地域に避難指示 (緊急) を発令します。
- 沿岸部の方は、直ちに高台など安全な場所へ避難するよう指示します。

(4) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例 (遠地地震時の場合)

(防災行政無線)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。
- 〇〇で発生した地震に伴い、津波が予想されるため、沿岸地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令します。
- 高齢者の方など、避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。

(緊急速報メールなど)

- こちらは、根室市です。
- 〇〇で発生した地震に伴い、津波警報 (大津波警報) の発表が見込まれるため、沿岸地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令します。
- 高齢者の方など、避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。

(5) 避難勧告の伝達文の例 (遠地地震時の場合)

(防災行政無線)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。
- 〇〇で発生した地震に伴い、津波が予想されるため、沿岸地域に避難勧告を発令します。
- 沿岸の皆さんは、速やかに避難を開始してください。
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。

(緊急速報メールなど)

- こちらは、根室市です。
- 〇〇で発生した地震に伴い、津波警報 (大津波警報) の発表が見込まれるため、沿岸地域に避難勧告を発令します。
- 沿岸部の方は、速やかに避難を開始してください。
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。

## 10 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除は、当該地域の大津波警報、津波警報が全て解除された段階を基本とする。

ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。

避難勧告等の解除文の例

(防災行政無線、緊急速報メールなど)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。(こちらは、根室市です。)
- ただいま、沿岸地域に発令していた避難指示 (緊急) (避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始) を解除しました。